

## 報告事項No. 3

# 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理した事項について、同条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

### 1 臨時代理した事項

#### (1) 制定した規則

川崎市学校給食物資購入資金条例施行規則を廃止する規則

#### (2) 内容

川崎市学校給食物資購入資金条例施行規則を廃止するもの

#### (3) 施行期日

公布の日（令和3年6月23日）

### 2 臨時代理を行った日

令和3年6月23日

### 3 臨時代理を行った理由

令和3年第2回川崎市議会定例会において可決された川崎市学校給食物資購入資金条例を廃止する条例が同年6月23日に公布、施行されることに伴い、この規則もまた同日から施行する必要があるため

(参考) 川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情があるときは、前条各号に規定する事務について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の委員会会議に報告し、その承認を受けなければならない。

川崎市学校給食物資購入資金条例施行規則を廃止する規則

川崎市学校給食物資購入資金条例施行規則（昭和 57 年川崎市教育委員会規則第 1 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 制 定 理 由

川崎市学校給食物資購入資金条例施行規則を廃止するため、この規則を制定するものである。

**改正**

平成20年11月28日教育委員会規則第22号

平成24年3月29日教育委員会規則第4号

川崎市学校給食物資購入資金条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、川崎市学校給食物資購入資金条例（昭和30年川崎市条例第11号）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(貸付けの相手方等)

**第2条** 川崎市学校給食物資購入資金（以下「資金」という。）の貸付けの相手方は、公益財団法人川崎市学校給食会（以下「給食会」という。）とする。

2 資金は、給食会が学校給食物資を購入するに当たり、特に必要があると認められる場合に貸付けるものとする。

(貸付利息及び貸付期限)

**第3条** 資金の貸付利息は、無利子とし、貸付期限は当該年度の末日までとする。

(貸付手続)

**第4条** 給食会は、資金の貸付けを受けようとするときは、教育委員会に貸付申請をするものとする。

2 教育委員会は、前項の貸付申請を受けたときは、貸付けの可否及び貸付金額を決定のうえ、その旨を給食会に通知するものとする。

(運用等)

**第5条** 給食会は、常に資金の運用、購入物資の受払い状況等を明確にしておかなければならない。

(出納状況の報告)

**第6条** 給食会は、資金の出納状況を教育委員会に報告しなければならない。

(運営状況等の聴取)

**第7条** 教育委員会は、学校給食の運営状況、資金の経理状況等について、給食会から報告を求め、又は調査することができる。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

(川崎市学校給食物資購入資金条例施行規則の廃止)

2 川崎市学校給食物資購入資金条例施行規則（昭和30年川崎市教育委員会規則第2号）は、廃止する。

**附 則**（平成20年11月28日教委規則第22号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

**附 則**（平成24年3月29日教委規則第4号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。